

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成24年11月 2 日

金 曜 日

第 3541 号

目 次

告 示

○道路の区域変更	1
○道路の供用開始	2
○有害図書等の指定	

公 告

○富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施	3
○地域森林計画の変更	7

告 示

富山県告示第442号

道路の区域変更について

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のとおり変更したので、同項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において11月 2 日から 1 箇月間一般の縦覧に供する。

平成24年11月 2 日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 富山立山魚津 線	中新川郡立山町前沢字浅草 1206番 1 から	変更前		最大 19.0 最小 10.4	22.0	富山土木 センター 立山土木 事務所
	中新川郡立山町前沢字浅草 1203番 3 まで	変更後		最大 18.3 最小 10.4	22.0	

県道 立山水橋線	中新川郡立山町前沢字浅草 1206番 1 から	変更前	最大 19.0 最小 10.4	22.0	富山土木 センター 立山土木 事務所
	中新川郡立山町前沢字浅草 1203番 3 まで	変更後	最大 18.3 最小 10.4	22.0	

富山県告示第443号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において11月 2 日から1 箇月間一般の縦覧に供する。

平成24年11月 2 日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 富山立山魚津 線	中新川郡立山町前沢字浅草1206番 1 から 中新川郡立山町前沢字浅草1203番 3 まで	平成24年11月 2 日	富山土木 センター 立山土木 事務所
県道 福野城端線	南砺市是安字中島4488番 4 から 南砺市是安字中島4487番地先まで	平成24年11月 2 日	砺波土木 センター

富山県告示第444号

有害図書等の指定について

富山県青少年健全育成条例（昭和52年富山県条例第 4 号）第 9 条第 1 項の規定により、青少年に有害な図書等として次のとおり指定する。

平成24年11月 2 日

富山県知事 石 井 隆 一

番 号	種 別	図 書 等	号数又は 発行年月 日	発 行 所 名	指 定 理 由
19096	書 籍	図解アリエナイ理科ノ 教科書改訂版	2004. 3. 26	株式会社三オ ブックス	著しく青少年の性的 感情を刺激し、著し く青少年の粗暴性若 しくは残ざやく性を 誘発し、若しくは助 し、又は著しく青少 年の犯罪若しくは自 殺を誘発し、その健 全な育成を阻害する おそれがある。
19097	〃	図解アリエナイ理科ノ 実験室	2011. 7. 29	〃	
19098	〃	人殺し大百科 新装版	2012. 5. 25	株式会社デー タハウス	

~~~~~

公 告

~~~~~

富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法
施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 6 第 1 項及び地方公共団体の物品等又は
特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372号。以下「特例政令」
という。）第 6 条の規定により公告する。

平成24年11月 2 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 入札に付する事項

(1) 借入物品等の名称及び数量

- ア 電子計算組織（富山高等学校分） 一式
- イ 電子計算組織（水橋高等学校分） 一式
- ウ 電子計算組織（新川みどり野高等学校分） 一式

(2) 借入物品等の規格、機能、性能等

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成25年 3 月 1 日から平成31年 2 月28日まで（72箇月）

(4) 借入場所

入札説明書による。

(5) 借入条件

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成24年富山県告示第 167号）第 1 の規定に該当しない者であること。
- (2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第 3 項の規定による競争入札参加資格者名簿に登録されているものであること。
- (3) 本公告に示した物品を第三者をして貸付けようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。

3 入札に参加する者に求められる義務

本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明する書類等を入札書に添えて、入札書の提出期限までに、4 の(4)に掲げる入札書の提出場所へ提出しなければならない。

なお、提出した書類等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8501 富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県教育委員会教育企画課学校施設係

電話 076-444-3431（直通）

- (2) 入札説明書の交付方法

平成24年11月 2 日から平成24年11月21日までの間（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日を除く。）の午前 8 時30分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時 平成24年11月 9 日 午後 1 時30分

イ 場所 〒930-8501 富山市新総曲輪 1 番 7 号
富山県庁南別館 463号会議室

(4) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所

ア 電子計算組織（富山高等学校分） 一式

〒939-8076 富山市太郎丸 1 番地
富山県立富山高等学校事務室
電話 076-421-2925（直通）

イ 電子計算組織（水橋高等学校分） 一式

〒939-3551 富山市水橋中村24番地
富山県立水橋高等学校事務室
電話 076-479-1077（直通）

ウ 電子計算組織（新川みどり野高等学校分） 一式

〒937-0011 魚津市木下新144番地
富山県立新川みどり野高等学校事務室
電話 0765-22-3535（直通）

(5) 入札書の提出期限

平成24年11月27日 午後 5 時

(6) 入札書の提出方法

直接持参又は郵便（郵便による場合は、書留郵便とし、提出期限までに必着とすること。）

5 開札の日時、場所等

(1) 開札日時

ア 平成24年12月14日 午前10時

イ 平成24年12月14日 午前10時15分

ウ 平成24年12月14日 午前10時30分

(2) 開札場所 〒930-8501 富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県出納局総務会計課入札室

(3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を 4 の(1)の機関に届け出るものとする。

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

(1) 入札書に記載する金額は、入札しようとする物品等の 1 箇月分の賃借料に相当する金額とする。

(2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の 100分の 5 に相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札書を提出し、かつ、3 の書類等の審査の結果この公告及び入札説明書に示した物品等を納入できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

(3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) 本件調達契約は、特例政令の適用を受ける。
- (4) 本件調達契約に係る苦情の申立てがあり、富山県特定調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合においては、本件契約手続の停止等を行うことがある。
- (5) その他詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Personal Computer Network System for teaching, one set.
- (2) Your bid must be delivered not later than 5:00 p.m. on November 27, 2012
- (3) Contact point for notification:
Educational Planning Division, Board of Education
Toyama Prefectural Government
1-7 Shinsogawa, Toyama-shi, Toyama Pref.
930-8501 Japan
Telephone: 076-444-3431

地域森林計画の変更

森林法（昭和26年法律第 249号）第 5 条第 5 項の規定により、神通川地域森林計画を変更するので、同法第 6 条第 1 項の規定により次のとおり公告し、当該計画の案を縦覧に供する。

なお、当該計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成24年11月 2 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 森林計画区の名称

神通川森林計画区（富山市、魚津市、滑川市、黒部市、上市町、立山町、入善町及び朝日町）

2 縦覧場所

富山県農林水産部森林政策課、富山農林振興センター森林整備課、新川農林振興センター森林整備課

3 縦覧期間

平成24年11月 2 日から同年12月 3 日まで

地域森林計画の変更

森林法（昭和26年法律第 249号）第 5 条第 5 項の規定により、庄川地域森林計画を変更するので、同法第 6 条第 1 項の規定により次のとおり公告し、当該計画の案を縦覧に供する。

なお、当該計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成24年11月 2 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 森林計画区の名称

庄川森林計画区（高岡市、氷見市、砺波市、小矢部市、南砺市及び射水市）

2 縦覧場所

富山県農林水産部森林政策課、高岡農林振興センター森林整備課、砺波農林振興センター森林整備課

3 縦覧期間

平成24年11月 2 日から同年12月 3 日まで